

新宿区条例第37号

新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例

(目的)

第1条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における危険薬物撲滅活動に関し、基本理念を定め、区が実施する危険薬物撲滅活動及び区民等の責務を明らかにするとともに、危険薬物撲滅活動を推進するための措置等を定めることにより、区民等の安全で平穏な生活を確保し、もって健全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民等 次に掲げるものをいう。

ア 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体、区内に滞在する者並びに区内を通過する者

イ 区内で事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体及び事業を行う場合における個人

(2) 危険薬物 次に掲げる物（これらの物を含有する物を含む。）をいう。

ア 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻

イ 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料

ウ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬

エ あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから

オ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させる

ために使用される有機溶剤をいう。) 、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料

カ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する指定薬物

キ 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成 17 年東京都条例第 67 号）第 12 条第 1 項に規定する知事指定薬物

ク アからキまでに掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるもの

(3) 販売等 販売し、製造し、栽培し、授与し、使用し、広告し、又は販売、授与、使用若しくは広告を目的として所持すること（法令の規定により許可等を受けた者が当該許可等に基づき行うこれらの行為等を除く。）をいう。

(4) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。

(5) 規約等 区分所有法第 30 条第 1 項及び第 2 項に規定する規約並びに当該規約に基づき定める細則等をいう。

(6) 危険薬物撲滅活動 次条に規定する基本理念に基づき、危険薬物の販売等を防止し、及びこれにより区民等の生活から危険薬物の濫用による影響を撲滅するための活動をいう。

（基本理念）

第 3 条 区及び区民等は、危険薬物が人の生命、身体及び生活の安全を害する物であるとの認識に立ち、危険薬物を何人にも売らせないこと並びに危険薬物を区民等が持たないこと、買わないこと、もらわないこと及び使わないことを基本として危険薬物撲滅活動を推進するものとする。

（区が実施する危険薬物撲滅活動）

第 4 条 区は、第 1 条に規定する目的を達成するため、危険薬物撲滅活動に関し、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(1) 危険薬物の販売等を防止するために必要な事項

(2) 危険薬物の濫用の防止に関する意識の啓発に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項

2 区は、国、東京都、警察等の関係行政機関、危険薬物の濫用の防止を目的とする団体等と緊密な連携を図るとともに、関係行政機関の行う施策等について協力するものとする。

(情報の収集及び提供)

第5条 区は、危険薬物に関する情報の収集に努めるほか、東京都等の関係行政機関に対して危険薬物の販売等の実態等を確認し、区民等に対して必要な情報を提供するものとする。

(広報、教育及び啓発)

第6条 区は、区民等が危険薬物の濫用の防止に関する理解を深めることにより、危険薬物撲滅活動の気運が醸成されるよう、警察等の関係行政機関、危険薬物の濫用の防止を目的とする団体等と連携し、広報、教育及び啓発を行うものとする。

(危険薬物撲滅特定地区の指定等)

第7条 区長は、危険薬物の販売等を防止するため特に必要があると認める区域を、危険薬物撲滅特定地区(以下「特定地区」という。)として指定することができる。

2 区長は、特定地区を指定したときは、当該特定地区の区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

3 区長は、必要と認めたときは、その指定した特定地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

(危険薬物撲滅活動協力員)

第8条 区長は、特定地区における危険薬物撲滅活動を推進するため、危険薬物撲滅活動協力員(以下「協力員」という。)を指定することができる。

2 協力員は、町会、自治会、商店会等の構成員の中から指定する。

3 区は、協力員が実施する危険薬物撲滅活動に対し、積極的な支援を行わなければならない。

(区民等の責務)

第9条 区民等は、危険薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、危険薬物の濫用を防止するよう努めるものとする。

2 区民等は、区が実施する危険薬物撲滅活動に協力するよう努め

るものとする。

- 3 区民等は、区内における危険薬物撲滅活動に資すると認められる情報を知った場合は、警察署等に当該情報を提供するよう努めるものとする。

(建物の提供者の責務)

第10条 区内に所在する建物(その一部を含む。以下同じ。)を他人に提供する者(以下「提供者」という。)は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 当該提供に係る契約(その更新の契約を含む。以下同じ。)の締結に際しては、その相手方に当該建物を危険薬物の販売等の用に供しない旨を約させること。
- (2) 当該提供に係る契約において、当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供された場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。
- (3) 当該提供する建物が危険薬物の販売等の用に供されていないことを定期的に確認すること。

(契約の解除等)

第11条 提供者は、自己が他人に提供する建物が指定薬物等(第2条第2号アからキまでに掲げる物(これらの物を含む。物を含む。))をいう。)の販売等の用に供されていることを知った場合において、当該提供に係る契約に当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供された場合に当該契約を解除することができる旨を定めているときは、当該契約を解除し、当該建物の明渡しの申入れをしなければならない。

(建物の区分所有者の責務)

第12条 区内に所在する建物の区分所有者は、当該区分所有者の団体に規約等を策定する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 当該建物における危険薬物に起因した事件又は事故が発生しない環境の醸成に関する事。
- (2) 当該建物における危険薬物の販売等の禁止に関する事。
- (3) 当該建物が業として危険薬物の販売等の用に供された場合における当該危険薬物の販売等をした者の退去の措置に関する事。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。